

## 愛知県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

## 1 背景（環境影響評価法施行令の改正）

- ・ 大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観の影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある。
- ・ このため、国は、太陽電池発電所を環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業に追加することとし、環境影響評価法施行令（以下「法施行令」という。）の一部を改正した（令和元年7月5日公布、令和2年4月1日施行）。

## 2 愛知県環境影響評価条例の対象事業の現状

- ・ 愛知県環境影響評価条例（以下「条例」という。）では、「工業団地の造成の事業」（造成に係る土地の面積 75ha 以上）として、太陽光発電事業を行う場合は、独自に対象事業としている。
- ・ また、「工業団地の造成の事業」などの独自の対象事業のほか、法の第二種事業であってスクリーニング（第二種事業を法の対象とするかどうかを決める手続）の結果、法の手続が不要となった事業を対象としている。

## 3 条例対象事業への太陽電池発電所の追加

- ・ 法施行令の改正と同様に、愛知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正し、太陽電池発電所を条例対象事業に追加する。
- ・ なお、法の対象事業とならない3万 kW 未満の太陽光発電事業については、造成に係る土地の面積が 75ha 以上の場合には、引き続き、「工業団地の造成の事業」として、対象事業とする。

表 改正後の対象事業（発電所）

種 類	法の第一種事業※1	法の第二種事業※2	条 例
発電所			
水力発電所	3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	
火力発電所	15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	
地熱発電所	1 万 kW 以上	7,500kW 以上 1 万 kW 未満	
原子力発電所	すべて	—	
風力発電所	1 万 kW 以上	7,500kW 以上 1 万 kW 未満	
<b>太陽電池発電所（追加）</b>	4 万 kW 以上	<b>3 万 kW 以上 4 万 kW 未満</b>	

※1 第一種事業：必ず環境影響評価を行う事業

※2 第二種事業：環境影響評価が必要かどうかを個別に判断する事業

## 4 今後の予定

公布：令和元年12月

施行：令和2年4月1日

## 4 環境アセスメントの対象となる事業の概要

対象事業の種類	法律の第一種事業	法律の第二種事業	条例の対象事業
① 道路			
高速自動車国道	すべて		
指定都市高速道路 （4車線以上）	すべて		
一般国道（4車線以上）	10km以上	7.5km～10km	7.5km～10km
林道（幅員6.5m以上）	20km以上	15km～20km	15km～20km
県道・市町村道（4車線以上）			7.5km以上
② ダム・堰その他河川工事			
ダム	貯水面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
堰	湛水面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
放水路	土地改変面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
③ 鉄道			
新幹線鉄道	すべて		
普通鉄道	10km以上	7.5km～10km	7.5km～10km
新幹線・普通鉄道以外の鉄道			7.5km以上
新設軌道	10km以上	7.5km～10km	7.5km～10km
新設軌道以外の軌道			7.5km以上
④ 飛行場	滑走路長2,500m以上	1,875m～2,500m	1,875m～2,500m
⑤ 発電所			
水力発電所	出力3万kW以上	2.25万kW～3万kW	2.25万kW～3万kW
火力発電所（地熱以外）	出力15万kW以上	11.25万kW～15万kW	11.25万kW～15万kW
火力発電所（地熱）	出力1万kW以上	0.75万kW～1万kW	0.75万kW～1万kW
原子力発電所	すべて		
風力発電所	出力1万kW以上	0.75万kW～1万kW	0.75万kW～1万kW
⑥ 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設（焼却施設）			処理能力150t/日以上
し尿処理施設			処理能力150kl/日以上
産業廃棄物焼却施設			処理能力150t/日以上
廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha～30ha	25ha～30ha
⑦ 下水道終末処理場			11.25ha以上
⑧ 工場・事業場			燃料使用量11.25t/時間以上又は特定排出水の量7,500m <sup>3</sup> /日以上
⑨ 公有水面の埋立・干拓	50ha超	40ha～50ha	40ha～50ha
⑩ 土地区画整理事業			
都市計画に定められるもの	100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha以上

対象事業の種類	法律の第一種事業	法律の第二種事業	条例の対象事業
⑪ 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
⑫ 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
⑬ 流通業務団地の造成			
流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha 以上
⑭ 農用地の造成			75ha 以上
⑮ レクリエーション用地の造成			75ha 以上
⑯ 工業団地の造成			
首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha 以上	75ha～100ha	
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha 以上
⑰ 住宅団地の造成			
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha 以上
⑱ 鉱物の掘採 又は土石の採取			事業区域面積 75ha 以上 又は土地改変面積 37.5ha 以上
⑲ 複合開発事業			75ha 以上

港湾計画	埋立・掘込 300ha 以上	
------	----------------	--

## 法律と条例との関係

環境影響評価法では、必ず環境アセスメントを行う「第一種事業」と環境アセスメントを行うかどうかを個別に判断する「第二種事業」があります。したがって、法律に基づき環境アセスメントを行うこととなるのは、「第一種事業」のすべてと「第二種事業」のうち環境アセスメントを行うべきと判断された事業になります。

一方、条例に基づき環境アセスメントを行うこととなるのは、県道・市町村道などの独自の対象事業のほか、法律の「第二種事業」のうち法律に基づく環境アセスメントは不要と判断された事業になります。

